

2023年2月14日
株式会社 電通グループ
代表取締役社長 CEO 五十嵐 博
(東証プライム市場 証券コード：4324)

指名委員会等設置会社への移行に伴う定款一部変更のお知らせ

株式会社電通グループ（本社：東京都港区、代表取締役社長 CEO：五十嵐 博、資本金：746億981万円、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第174回定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議しましたので、お知らせします。

1. 変更の理由

当社は従来から、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んできました。2023年1月1日付にて、事業変革の加速と経営の更なる高度化を実現するグローバル経営体制へ移行を行いましたが、監督機能と執行機能の明確な分離により、意思決定の迅速化および取締役会の監督機能の強化と透明性の一層の向上を図るため、取締役会から執行役へ業務執行権限を大幅に委譲することが可能であり、かつ委員の過半数が社外取締役によって構成される3つの委員会を有する指名委員会等設置会社に移行したいと考えています。これに伴い、当社定款に、指名委員会、監査委員会および報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査等委員および監査等委員会に関する条項の削除その他の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです（下線を付した部分は変更箇所を示します）。

現行定款	変更案
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）
（機関） 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （3） <u>会計監査人</u>	（機関） 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）</u> （3） <u>執行役</u> （4） <u>会計監査人</u>
第6条～第10条（条文省略）	第6条～第10条（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第11条（条文省略） 2. 本会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会 <u>の決議によって定め、公告</u>	（株主名簿管理人） 第11条（現行どおり） 2. 本会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会 <u>または取締役会の決議によ</u>

<p>する。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>って委任を受けた執行役が定め、公告する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等、およびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等、およびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>
<p>第13条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会で定めた代表執行役がこれにあたる。当該代表執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の執行役がこれにあたる。</u></p>
<p>第16条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p><削除></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行うものとする。</u></p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p><削除></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する</p>

<p>終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p>
<p><u>(代表取締役および業務分担)</u></p> <p>第23条 <u>本社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役のなかから代表取締役を選定する。代表取締役は若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>2. 代表取締役は各自本会社を代表し、株主総会および取締役会の決議に従って業務を執行する。</u></p> <p><u>3. 本社は、取締役会の決議によって、必要に応じ、監査等委員でない取締役のなかから会長を選定し、本会社の代表権を付与することができる。</u></p> <p><u>4. 取締役会は、監査等委員でない取締役のなかから業務を分担する取締役を選定することができる。</u></p> <p><u>5. 本社は、取締役会の決議によって執行役員を置き、本会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>	<p><u>(役付取締役)</u></p> <p>第23条 < 削除 ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p> <p>本社は、取締役会の決議によって、取締役の中から会長その他の役付取締役を選定することができる。</p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p> <p style="text-align: right;">< 削除 ></p>
<p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第26条 (現行どおり)</p>
<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 <u>本社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>	<p style="text-align: right;">< 削除 ></p>
<p>第28条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p>

<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 <u>取締役の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 <u>取締役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>第 5 章 指名委員会等</u></p> <p>(委員の選定)</p> <p>第 31 条 <u>指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(委員会規則)</p> <p>第 32 条 <u>指名委員会等の各委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会の規則による。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>第 6 章 執行役</u></p>

<p><新設></p>	<p>(執行役の選任) <u>第 33 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(執行役の任期) <u>第 34 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(代表執行役および役付執行役) <u>第 35 条 代表執行役は、執行役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>2. 本会社は、取締役会の決議によって、執行役の中から執行役社長 1 名を選定するほか、執行役副社長その他の役付執行役を選定することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(執行役の報酬) <u>第 36 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(執行役の責任免除) <u>第 37 条 本会社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 35 条～第 36 条（条文省略）</p>	<p>第 7 章 会計監査人 第 38 条～第 39 条（現行どおり）</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算 第 38 条～第 41 条（条文省略）</p>	<p>第 8 章 計算 第 41 条～第 44 条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための第 174 回定時株主総会開催予定日：2023 年 3 月 30 日（木）

定款変更の効力発生予定日：2023 年 3 月 30 日（木）

以上

【リリースに関する問い合わせ先】

株式会社電通グループ グループコーポレートコミュニケーションオフィス 小嶋、杉浦、松永

Email：group-cc@dentsu-group.com

株式会社電通グループでは、新型コロナウイルス対策の一環として、現在リモートワークを実施しておりますので、同期間のお問い合わせは、Eメールにてお願いいたします。